

平成24年度 第3回  
東京都商品等安全対策協議会

平成24年8月29日（水）

都庁第一本庁舎 33階特別会議室N1

午前10時00分開会

○生活安全課長 定刻になりましたので、ただいまから、平成24年度第3回東京都商品等安全対策協議会を開催したいと存じます。

委員及び特別委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、議事の前にお手元の配付資料のご確認をお願いしたいと存じます。

会議次第のほかに、資料1と資料2がございます。また、第2回の協議会議事録があります。資料1は、家庭用エアコンの取外し等に関する安全確保の報告書の素案でございます。議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいているところでございます。

それでは、ここからは詫間会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○詫間会長 おはようございます。大変お暑いところをお集まりいただき、感謝しております。

それでは、議事次第に従いまして、第3回協議会を進めたいと存じます。

はじめに、この暑い中、事務局を中心に本協議会の報告書を、素案ですがおまとめいただきました。これはご覧いただいていると存じますが、大きく4章に分かれていまして、1章と2章、3章と4章の2つに分けて、それぞれの項目をご検討いただければと思います。

では、報告書素案の第1章と第2章を、ポイントを中心に、源係長さんからご説明いただければと思います。

○安全担当係長 それでは、お手元の会議資料の資料1をご覧ください。この資料の取扱いですが、今後、修正が入りますので非開示ということでお願いいたします。

表紙を1枚おめくりいただきますと、目次がございます。報告書を4章立ての形にしております。1の「協議の背景」は、事件事例、関係法令、エアコンの取外しに消費者がかかる可能性について記載しております。

2の「家庭用エアコンの取外しに関する調査等」では、家庭用エアコンの出荷台数と種類、冷却の原理とコンプレッサ破裂、業界での取組、消費者アンケートの結果を記載しました。また、参考の形ですけれども、フロンとは、指定冷媒以外の物質封入、使用済みエアコンの回収チラシについても入れております。後ほどになりますが、3は現状と課題の整理、4は今後の取組についての提言ということで、こちらは後ほど説明させていただきます。

ますので、はじめに前半部分の1章と2章をご説明いたします。

それでは、報告書素案の1ページをご覧ください。ここではまず、家庭用エアコンは普及率が89%にも達する家電であること、省エネ製品が毎年供給されて買替えの需要が高いと考えられるということを記載してあります。

なお、1行目の「一般世帯へ89%<sup>1</sup>」として、現時点では脚注を付けていますが、最終版では、例年の報告書のように巻末に引用・参考文献として整理してまいる予定でございます。よろしくお願いいたします。

第2段落、第3段落では、私どもの相談窓口寄せられた事故と、事故情報データベースシステムに掲載の事故について記載してあります。事故の頻度は高くはないものの、この現象の破壊力は大きく、ひとたび起これば大きな危害を生じさせるおそれがあります。製造事業者等の専門的な技術を持つお立場からは、信頼できる事業者に任せるべきとお話もありますが、消費者にとっては事故の認知度が低く、自ら取り外すことへのリスク、専門知識を持った技術者とはどなたなのか、どこに依頼すればよいのかがわかりづらいといった問題もあります。

このため、最後の段落ですが、本協議会では、消費者自身が取り外すリスク、安全な取外し対策を伝えることなどについて協議を進めることとしまして、あわせて、コンプレッサ破裂以外でも消費者がこうむる危害等について整理して情報提供することとしております。

2ページをご覧ください。(1)は「都内消費生活相談窓口への相談事例」で、表1-1と図1-1で様子を伝えております。写真の横ですが、事故はポンプダウン中に作業ミスで空気が冷媒回路中に流入してコンプレッサ破裂を起こしたと考えられるということ、それから、作業員については電気工事業の登録の有無を私どもではできなかったこと、ポンプダウン時に圧力計の使用はなかったということを記載してあります。

続いて、(2)は「類似事故事例(事故情報データベース)」です。報告事例の5件中の4件が業者の修理不良であること、5件中1件は消費者自身が作業したことによる事故であることを記載しております。

なお、データベースシステムの内容ですが、33ページをご覧ください。後ろに「資料」という形で整理してまいります、31ページからの資料ですが、33ページに「資料1」として報告書の中に入れていきたいと考えております。

(3)は、「使用済みの家庭用エアコンが関連する法令」として、取外しを業として行

うには、電気工事士法に定める電気工事業の登録が必要であること、また、その後の処理については家電リサイクル法に定められていることを記載してあります。消費者の方は、再商品化等が確実に実施されるよう、収集もしくは運搬をする者または再商品化等をする者に適切に引き渡し、使用済み家電の排出者として処理費用等を負担する役割を担う必要があるということを記載してございます。

電気工事士法のQ&Aについても、39ページに原子力安全保安院資料として、これも会議中にお出ししたのですが、「資料2」として添付してあります。

4ページをご覧ください。(4)は「エアコンの取外しに消費者が関わる可能性」です。第2段落までは、古くなったエアコンなどの対象品をリサイクルする場合について、家電リサイクル法に基づく方法を記載しております。その中で、第3段落からですが、国のエアコンの排出フロー推計から、消費者自身や小売事業者以外のリユースショップ等による取外しも想定されるということに触れています。なお、国の排出フロー推計について、原資は43ページに「資料3」として付けてあります。続きまして5ページですが、エアコンの取外しについて、その工事費用を節約するため、消費者自身に取外しを勧めているインターネット上のサイトについて記載してあります。

ここまでが第1章です。

続きまして、6ページから第2章になります。2章は、「家庭用エアコンの取外しに関する調査等」ということで、まず(1)が「家庭用エアコンの出荷台数と種類」です。こちらは、日本冷凍空調工業会さんの資料を参考に出荷台数を述べていること、出荷金額を出荷台数で割りますと、20年前と比較してエアコンが比較的購入しやすい価格帯になったことを記載してあります。

事務局の間違いで恐縮ですが、図2-1ですが、「平成24年まで」と書いてありますが、「平成23年まで」の誤りですので、これはすぐに訂正させていただきます。

こちらの工業会さんのデータは、45ページに「資料4」として掲載させていただきたいと思います。「イ 種類」につきましては、前回の資料のとおりです。

(2)として「冷却の原理と室外機破裂の機序」としております。「ア 冷却の原理」ですが、前回の協議会内で、圧縮・凝縮といった用語がわかりづらいというご指摘がございました。圧縮は、気体のまま圧力をかけて容積が小さくなること、凝縮は、気体から液体に状態が変化して小さくなることだそうですので、書き方が難しいのですが、今は図中に用語の説明という形で記載してあります。

8ページをご覧ください。「イ コンプレッサ破裂」については、前回の協議会内での資料のとおりでございます。

8ページには、今回、「業界等の取組」という形で項目を1つ加えています。製造事業者、電気工事技術者は、エアコンに関する工事の専門知識を持った技術者が実施することを前提としております。専門知識がない消費者の作業は想定されておらず、協議会内では技術者以外が作業することの危険が指摘されたことを記載してあります。

「ア 製造事業者等の取組」として、工事業者を対象に日本冷凍空調工業会さんが作成されている、据付説明書を遵守する旨の冊子という形で、図2-3に工事事業者向け冊子を掲載させていただきました。図2-4では、ポンプダウン時にゲージマニホールドを使用する旨もあわせて掲載させていただいております。消費者向けの注意としては、前回、資料としてご提出いただいた、室外機及びカタログ表示例というものと、その次のページに取扱説明書及び据付説明書表示例を掲載しております。室外機本体には、図2-5のように、空気混入によって破裂のおそれがある旨のシールを貼る取組が各社さんによって自主的に進められていることを記載してあります。

11ページの「イ 電機商業組合・家電量販店の取組」です。家電リサイクル法上、小売店では対象製品の収集・運搬という役割を担われていらっしゃいます。東京都電機商業組合さんでは、適正回収のために経産省及び環境省のポスターを使って、購入家電を正しくリサイクルする啓発をされていらっしゃるというお話でしたので、その旨を記載させていただいております。また、ビックカメラさんのお取組についても囲みの中で紹介させていただいております。

ウは「電気工事工業組合の取組」ということで、東京都電気工事工業組合さんは、都内23地区で地区本部別に住宅工事センターという窓口を設けられ、電気に関して広く一般的な相談に対して消費者の要望に応じていらっしゃるというお話でしたので、その旨を記載しました。また、図2-7にリーフレットも掲載させていただいております。

12ページをご覧ください。こちらは、「参考」という形で3つのコラムがございます。フロンとは、指定冷媒以外物質の封入、使用済みエアコンの回収チラシについて、こちらで載せております。これらは、コンプレッサ破裂の危害以外でも、協議会の中で、消費者へ情報提供すべきであるという点を指摘されたものと考えています。

「冷媒ガス フロンとは」では、特定フロン、代替フロン等の説明。代替フロンであっても地球温暖化係数が高いので、やはりポンプダウン作業によって冷媒を回収しなければ

ならないことを記載してあります。

「エアコンの指定冷媒以外の物質の封入」では、効率向上に期するものとして商品化されているものもありますが、これらの使用は設計上想定されているものではなく、危害を及ぼすおそれがあることを記載しております。

また、「使用済みエアコンの回収チラシ」では、情報提供いただいたチラシを小さく掲載しております。中古品としてそのまま使用するリユースであれば家電リサイクル法の対象外ですが、原料としてのリサイクルの場合は法律の対象となり引渡し義務が生ずることを注記しております。

14ページをご覧ください。こちらは消費者アンケートです。主に前回と違う点を説明したいと思います。まず、15ページの、前回見ていただいた図2-8をもう一度ご覧ください。図2-8は、エアコンの取外しを行った経験の有無を聞いたもので、ここで経験ありと回答した2,091人にその内容を聞いた結果が図2-9になっております。これは前回ご紹介したものです。

図2-9のように、「買い替え」が最も多くて、「移設」や「買い替えではない処分」と続いていました。このそれぞれについて、だれに取外しや引取りを依頼したかをクロスチェックしたものが16ページに載っております。前回、クロスチェックを行いますというお話をしていました。表2-5は「取外しの依頼先」です。表頭は、先ほどの取外しの内容で、表側が取外しの依頼先となっています。クロス集計しまして、例えば「買い替え」の縦の部分を見ていただきますと、86%は新品を購入した電機店に工事を依頼していますが、「移設」の欄をご覧くださいと、最も多いのは引越し業者で59%が依頼していることがわかります。母数が少なくなってしまうますが、「買い替えではない処分」や「リユース」では、専門の業者に依頼するほかに、自分や家族・知人が取外しを行ったという回答の割合が増えています。

次に、17ページの表2-6「取外し依頼先の探し方」をご覧ください。こちらは、表頭が「依頼先」で表側が「探し方」という形にしています。依頼先別の集計結果からは、リサイクル・リユースショップをインターネットで探したという回答が多い傾向にあることが読み取れます。

表2-7をご覧ください。先ほどの表2-5は取外しの依頼先でしたが、表2-7は引取りの依頼先です。買い替えでない処分では、引越し業者さんに引き取ってもらうことが多いということが、このクロス集計からわかります。4ページでお示した国のフロー推

計と比べますと、このアンケートの結果、小売業者の引取が8割強で、引越し事業者が5%と、若干比率が高いという結果になっています。

18ページをご覧ください。取外し依頼先と同様に、「取外しできる人・事業者を知っていた」という回答が一番多いのですが、次いで「インターネットで探した」という回答が続きます。取外しと同じように、リサイクルやリユースショップはインターネット検索で探していることがわかります。

ここまでがクロス集計です。

19ページから22ページまでは大きな変更はありません。

23ページは一部変更しましたのでご覧ください。「カーエアコンの取外しに関する知識」では、前は設問ごとに円グラフであらわしていましたが、棒グラフの形に改めました。認知度が低めであることが、どの設問について見て取れると思います。

消費者アンケートについての説明は以上です。

続きまして、24ページです。前回、資料で提出したコンプレッサ破裂以外にも家庭用エアコンに寄せられた相談を2章の最後に入れてあります。内容に大きな変更はありません。

以上で、協議会報告素案の前半部分の説明を終わります。

○詫間会長 ありがとうございます。今、源係長さんから、ポイントを中心に1章、2章のご説明をいただきました。

第1章は、前回、論点整理したところを中心に、意義と背景とといいますか、そういうものを上手にまとめてくださっています。1ページが背景について、2ページからは具体的な事例等を提示し、いろいろとポイントを出させていただいています。関連法規や業界との関係、電気工事士法やリサイクルのパターンなどの問題も出ています。後で、岸本委員からもご説明をいただいたほうがいいかもしれませんが、冷媒の原理についても、間違っていると訂正がききませんので。図入りで、圧縮と凝縮。蒸発は室内に来てからやっているような形ですが。その後はアンケートですね。これは貴重なデータが出ていまして、第3章、4章の、現状と課題、提言といったところにポイントを活用していただいていますので、非常に有用なデータが出ていまして、特に今回はクロス集計をしていただいき、その意味でも貴重な結果ではないかと思えます。

ただ、複数回答のところについてはパーセンテージは入っていません。入れなくてもいいような気もしますが、何か注釈を入れて、母数に対しては何%になりますよと。ただし、複数回答なので合計が100%にはなりませんということになると思います。19ページと22

ページでしたか、そういう箇所がありました。その辺はまた後で工夫していただければと思います。

まず、最初の、意義と背景のあたりについて、特にご意見がございますか。文章としては上手にまとめてくださっていると思いますが。マスター論文その他ですと、このところは確かに大事で、本当は、情報を提供するというよりも、情報に、もう少し、注意喚起のためとか、何か修飾を入れたほうがいいのかなどという感じがしました。いろいろと関連する情報とか、細かいところですが、単に情報だけではなくて少し工夫していただければいいかなとは思いました。

1 ページ目のところで、田澤先生、小林先生、何かございますか。

○田澤委員 1 ページ目はありません。ありがとうございました。

○詫間会長 2 ページに入りまして、写真が入ることになりますが、これはよく入手できましたね。最初から入っていましたが。

これは、業者の修理不良ということですね。これでよく人にけががなかったと。そういう意味では、不幸中の幸いだったと思いますが。

下の表1-2に書いてあるような5例があって、発生率としてレアですが、起きると大変な危害をこうむるということで。この間も、新宿や大門のあたりを歩いて見ていましたら、室外機が歩道の横に並んでいますのでね。これはベランダのガラスにひびが入ったくらいで終わりましたが、あれがもしこういう状態になったら通行人も大変なことになると思いました。室外機は大抵、歩道に面して置いてある場合が多いですよ。そういう意味で、一度事故が起きると重大なことになることを強調していただいています。

(2)、(3)と進むわけですが、リサイクル法のこと冒頭に述べていただいています。それから、電気工事士法の問題は先ほど申し上げたとおりです。

岸本先生、いかがでしょうか。特に気になっているのは、先ほど申し上げました冷却の原理と室外機破裂の機序ということで何かありますか。

○岸本特別委員 特にはないのですが、7ページの最後の文章と8ページの一番上の文章がつながっていないので、ここは何か漏れているのではないですか。

○安全担当係長 すみません。図で隠れております。修正いたします。ありがとうございました。

○岸本特別委員 間にもう一つ何か入っているんでしょう。

○安全担当係長 はい。冷凍サイクルの部分です。1行、修正いたします。

○詫間会長 ご指摘、ありがとうございます。

あと、問題の室外機の表示の例の写真が9ページに載っていますが、これはこれでよろしいでしょうか。

それから、後藤様の関係になりますか、工事事業者向けの冊子の例が8ページに掲載してありますが、これはこれでよろしゅうございますか。これを掲載させていただいていいかどうかということですが。

○後藤特別委員 この書き方ですが、住宅電気工事センターは都内23地区に設置されていますが、どちらかというと停電時の緊急対応は、本来、東京電力がまず執行されます。東京電力の手に負えない場合、我々のほうに来ます。ですから、優先順位としては、ここには載っていませんが、お客さんのほうは、この住宅工事センターをわかっておられる方は少ないと思うので、まず東京電力に電話が行くと思います。それで、東京電力の緊急対応の隊員の方が向かわれて現状を見て、応急処置がとれる場合ととれない場合があります、どうにもならない場合に我々のほうに連絡が来て、それに対応するようになっています。

最初から停電時の緊急対応ということではなくて、東京電力の手に負えない場合に回ってくるという形になると思います。なるべく細かく分けておかないと対応できませんので、それは地区本部単位で対応しています。

○詫間会長 注釈的に、そういう順序になることは書いたほうがよろしいのかもしれませんが。

○後藤特別委員 はい。

○詫間会長 保安院は電気工事士法におけるエアコン設置工事の取扱いのところまで所管なのででしょうか。原発のことだけかと思ってしまうのですが。最後の「資料」のところ、出典等のものと、番号を振ったものと、参考資料と、大きく2つのジャンルに分かれています。今、話題になっている、東京電力というと、すぐに保安院の問題と絡めますので。

○後藤特別委員 保安院というか、我々電気工事組合の場合は、東京電力と我々電気工事工業組合、それともう一つ保安協会がありまして、電気を供給する側、我々工事をする側、保守・メンテというか、総合的に何年かに1回、保安協会さんは各家庭の確認に伺っています。

○詫間会長 強制ではないですね。

○後藤特別委員 はい。

一応、そういう意味で書いてあると思います。

○詫間会長 そういう意味では保安ですからね。

○後藤特別委員 そうですね。保安院というか、保安協会という感じでされていると思います。ちょっと勘違いするかもしれないですけど。

○詫間会長 今度、経産省の人にお会いするから聞いてみようと思います。

では、そういうことで、ここで引用させていただいたものはご理解いただけるということですので。

○田澤委員 (1)に戻りますが、「都内消費生活相談窓口に寄せられた」というこの相談事例がきっかけというか、大事なところですが、作業者について、電気工事業の登録の有無が確認できなかったということがあって、この報告書全体を見たときに、このところが少し弱いと思いました。通常は、相談を受けますと、事業者はだれかということを経験者は当然聞きます。それから、相談者の連絡先も聞いてありますから、後から、必要なことを、もし窓口の協力を得られるのであれば、確認作業は、確認したけれども、できなかったということでしょうか。そのところだけ確認させていただきたいと思います。

○安全担当係長 事業者名もわかっております。それは、東京都の場合、東京都に届出をして登録されている部署がありますが、そちらに確認したところ、登録は確認できないと。要するに、登録がないと。そういう意味で、確認できなかったということです。

細かなお話もありますので、もう一度確認したいと思いますが、たしか、東京都内で作業をされるような登録であれば、東京都に届出をされます。例えば、お隣の埼玉県で作業をされるのであれば、埼玉県で登録されます。それが2県などにわたる場合、関東のところ、国のほうに登録されます。ですので、登録がいろいろなところ、事業を展開される場所によっていろいろなところで行いますが、少なくとも、そちらの所在地と東京都のほうで確認したときには、電気工事業の登録はなかったということの意味で、ここで「確認できなかった」という形で書いてあります。

○田澤委員 ちょっとわかりにくいというか。

そうすると、これだけ大きなものと、当然、情報提供を受けただけではなくて、なにがしかのあっせんとか、相談員がもう少し間に入るようなことをしていると思います。そうしたことをしていれば、今からでも、例えば事業者、その事業者が営業していれば問い合わせることができると思いますが、そこまではしていないということですか。

○安全担当係長 事業者自身に登録を確認するということでしょうか。

○田澤委員 そうです。

○安全担当係長 それは確認できます。

○田澤委員 外側から見るだけではなくて、相手にきちんと聞くということ、今から、相談窓口の協力を得なければいけないことですが、どうなのかなと思いました。

○安全担当係長 はい。

○安田特別委員 この文章の書き方ですが、「廃棄を考えたが」ということで、リサイクルしている会社をネットで見つけて、費用は3,000円という、これは廃棄以外の何ものでもないというか、リユースではないと思います。

それから、こちらが情報提供させていただいたチラシの投げ込みなどが行われていて、お金はかかりませんかとか何とか言いますが、それは、室外機は資源物として売却できるからで、ばらばらにされたものがほとんど中国に行っているという状況がありますので、これはきちんとした業者ではないと感じました。

○田澤委員 そうすると、ここの書き方というか、そうすると、調べる必要もないですか。

○安田特別委員 いや、私の立場で言うと、調べてほしいなという気持ちがあります。

○詫間会長 3,000円というのも、今回はサービスして3,000円ということで、本当は1万何千円かかかるんだけど、今回だけ3,000円にまけておきますという誘いに乗ってしまってやってもらったら事故が起きたというケースもありますね。ここにも関連していますが。

○安田特別委員 ついでに申し上げますと、2点ありまして、1ページ目に、安全確保の問題とは直接かかわらないかもしれませんが、下から2行目に、「設置時に電気工事が必要となるという特殊性により」という記載がありますけれども、前にもお話しさせていただいたかと思いますが、躯体部分というか、壁に穴をあける工事が必要になるということで、他の家電製品とは違う側面があります。

実は、消費者からのエアコンに関する相談で、25ページですが、壁面の穴あけ工事で、業者が誤って大きく穴をあけてしまったとか書いてありますが、意外と穴あけ工事に関するクレームがあります。消費者の皆さん方には、エアコンの取付け工事はリフォーム工事に近いというか、壁に穴をあけるわけで、こちら側からすると、見えない壁の中に穴をあけるということで、柱に傷をつけないようにとか、間柱を抜かないようにとか、設計図を見せていただいたりして穴をあけるわけですが、設計図どおりに柱が入っていないケースなど、いろいろな事故があります。特に、エアコンの取付け工事は新築工事が多いので、お客様から厳しいクレームになってしまうというか、お客様の怒りがおさまらないということがあります。穴あけ工事があることの一文を入れていただければと思います。つまり、

消費者の方々にも、そうした側面があることをご理解していただければということ、啓発活動という意味で。

それと、9ページですが、うちはカメラ屋ですので、この写真は少しぼけているのが気になりますので、必要があれば、うちでどこかのものを撮って、きれいな写真をデータでお送りしても構いません。

○安全担当係長 もう少しきれいな写真もちょうだいしておりますので。これは事務局の印刷がまずかったものです。きれいなほうを載せたいと思います。

○安田特別委員 それと、壁の穴あけ工事だけではありませんが、室外機が、下あるものはまだしも、上のほうにあるものは落ちる可能性があります。10ページの冷凍空調工業会さんの資料を見ますと、室外ユニットの架台や吊り下げ等の取付け部品の腐食・傷など、震災等が起きたときに危ないかなと思うようなところに付けてあるものもありますので、私、道路を歩く際は上を少し気にします。看板が落ちてこないかとか。看板が落ちた事例はたまにありまして、上から物が落ちると即死する可能性がありますので。この辺も、電気工事だけではなくて建築に絡む工事があることも十分に付け加えていただければと思います。

○詫間会長 電気工事と取付け工事等が必要になるとか、そんな表現でね。あるいは、電気工事の中に壁に穴をあける等、躯体工事も含むとか、その辺は工夫していただいて。おっしゃるとおりですね。

電機商業組合さんは約1,400の地域電機店が加盟しておられると書いてありますが、約1,400でよろしいですか。

○釘本特別委員 はい。東京都内では、多摩地区も含めてそんな数です。

○詫間会長 わかりました。では、そういう点、ご注意いただいたところは前向きに修正して、次回までにいろいろやりとりをさせていただければと思います。

今回は10月3日の予定で調整していただいていますので、それまでの間にいろいろと修正はできますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、アンケートのご説明がありましたね。

○岸本特別委員 12ページの図の出典が新規研究開発事業となっていて、これは間違っていないけれども、この絵そのものは経済産業省の資料です。それをここが引用したもののなので、原典を書いておいたほうがいいかもしれません。

○詫間会長 参考資料のほうは経産省の名前が出ていましたよね。

○岸本特別委員 経済産業省の産業構造審議会の中で作成した資料だから、その出典のほうがいいかもしれないと思います。

○安全担当係長 わかりました。ありがとうございます。

○詫間会長 持丸先生もいらっしゃいますが、最終的には経産省の責任で出しておられる情報ですよ。インターネットもそうですが。

モントリオールの1987年の情報とか、日本で行われた1992年のCOP-1ですか、そういう重要な会議のことにも言及されていて、最終的にはHFCまで発展していることがわかりますので、そういう意味では重要な情報かと思います。これを、目次の中にも「参考」の形で、俗に言うカラムの形で引用させていただいております。これを含めて3つですね。そこは、並列して書くか、さらに出典の原典は経産省であることを書くか、そこは工夫していただければと思います。

○安全担当係長 はい。

○詫間会長 次に、(4)の消費者アンケートのほうに入ります。これは先ほど、源係長さんがいろいろとポイントをまとめてお話しいただいています、前回は概略をご紹介いただきましたね。今回は特にクロス集計が入っていますので、これは貴重な集計データになるかと思います。

この中で、自分で行うという人も思ったより多くいたり、あまり使っていないエアコンが63%もあるとか、いろいろと有益な情報がありました。これは、先ほど申し上げましたように、次の3章、4章に活用させていただいております。そういう意味で、このアンケートを実施していただいたことは非常にありがたかったと思います。東京都なので、さすがにインターネットで3,233人から回答いただけると。これも、地方などに行くと全然反応がなくて、インターネットに出せないというところもあります。そういうところは調査員が回らなければいけないということで、紙媒体の調査になります。

では、ここら辺は何かありましたら、また戻ってご注意いただいても結構かと思います。特に、図表の表現などで注意事項や提案があればおっしゃっていただきたいと思います。後でまた戻ってご指摘いただいても結構かと存じます。

それでは、次の3章、4章に移らせていただきたいと思います。源係長さんから、説明をよろしくをお願いします。

○安全担当係長 それでは、報告書素案の26ページをご覧ください。「3 現状と課題」です。この部分ですが、若干の組換えはしていますが、第2回協議会の「課題と取組の方

向性」の論点整理と、第2回にいただいたご意見を踏まえた記述にしております。

まず、冒頭に、エアコンのコンプレッサ破裂は、取外し時などに冷凍サイクルに外気が混入して引き起こされます。冷媒回収の操作がなければ、そもそも破裂事故は起こりませんが、この回収操作は地球温暖化防止の観点からは必要不可欠で、当面は、現行の冷媒を大気放出することなく安全に使用していくことが重要とお話をいただいております。

そこで、協議会では、現状と現状の枠組みで事故を防ぐ上で取り組むべき課題について、(1)から(4)までで整理しました。

まず(1)、「消費者がエアコンを取り外すことの危険」です。ここでは、エアコンの取外しは専門的な技術が必要であること、冷媒回収操作を誤るとコンプレッサ破裂の危険があること、環境負荷の大きなフロンガス放出のおそれもあることを記述しております。専門の技術者が行っても破裂に至る場合もある事案ですので、これを消費者が安易に行うべきではないとしております。

(2)は、「製品側での注意喚起」です。取扱説明書には、消費者による取外しを禁じる表示が記載されています。数多くある注意・警告を漏れなく記載するため、消費者にとっては取扱説明書の記載事項が多すぎてわかりづらくなっているといったご意見もあります。そのような中で、製造事業者によって順次進められている警告シールの取組は、工事業者や消費者に対してもリスクをわかりやすく伝える上では有効で、継続的な取組が望まれます。一方で、対策以前に設置されたエアコンに対しては注意喚起を行う必要が残されていると考えております。

(3)は、「事業者と消費者の間の意識ギャップ」です。これは、内容によって3つ、「取外しに関する意識ギャップ」、「価格に対する意識ギャップ」、「情報量のギャップ」として記載しました。

まず「ア 取外しに関する意識ギャップ」です。協議会を通じて、事業者の方々からは、消費者自身の作業は想定しておらず、専門知識を持った技術者が行うべきという考え方が示されましたが、その一方で、協議会の調査結果によると、エアコンを自分または家族が取り外した経験がある人が約5%。全国の年間排出量500万台からすると、その数は25万台に相当します。また、取外しの経験はなくても、自ら取外しを行ってみたいと感じる回答者も全体の3割にのぼるという結果もありまして、そのことから、消費者と、消費者による取外しを想定していない事業者さんとの間の意識ギャップがあるだろうということを記載しております。

「イ 価格に対する意識ギャップ」です。家庭用エアコンの普及が進みまして、1台当たりの価格が消費者にとって手の届くものになっています。その一方で、取外しの工事費、収集運搬料金、リサイクル料金については、アンケートをとると、高いと感じるといった回答が多くありました。そこにギャップがあると考えています。前回、ご意見をいただきましたように、事業者の方から、コストに関して消費者行動に言及することはなかなか難しいというお話もありましたので、この点を課題として挙げております。

「ウ 情報量のギャップ」です。協議会の調査では、コンプレッサ破裂のリスク等の認知度が低いといった結果でした。リスクを知らなければ、リスクやコストに対する正当な判断はできないといったお話もいただいております。危険情報は製造事業者のほうが多く知っていて、消費者はよく知らないのが現状です。消費者に正しく情報が伝わる方策の検討が必要となるという記載をしています。

「現状と課題」の最後ですが、「(4) 安全・安心な作業のための依頼先」です。使用済みエアコンをリサイクルする場合、購入店舗がわかっている場合、買い替えの場合には、小売店を介して、法に基づいた処理、専門技術者による取外しが行われていることが考えられますが、買い替えを伴わない単独の処分・移設では、消費者自らが専門知識を持った事業者を探さなければいけません。エアコンの取外しにはさまざまな事業者の関与が想定されています。さまざまな事業者がエアコンにかかわる工事を行っている中で、信頼できる事業者をどのようにしたら探せるかということが消費者にはわかりづらいことが問題であるとしています。

ここまでが3章の「現状と課題」です。

引き続き、私から、28ページからの「4 提言」の部分を説明させていただきます。「提言」の冒頭ですが、前回、持丸先生に整理していただいた、これまでの協議会の提言のあり方、今回のあり方について記載しております。第2段落のところですが、今回は、大手の事業者が適切に対応されているものの、これとは別に、低コストをうたい、さまざまな場で事業を展開されているような場合や、消費者自身が危険な行動を選択するおそれがある場合には、事業者等の行動を変えることより消費者に対して適切なリスクコミュニケーションを推進し、消費者行動を変えるような取組を行うケースであろうとして、消費者へのリスクコミュニケーションを進める上では、行政、事業者、消費者自身の各立場において役割を果たすことが不可欠であると。こうした考え方に立ちまして、協議会は、エアコンの取外し等に関する安全確保について、今後、取り組むべき事項について、次のと

おり提言するとしております。

提言は、大きく（１）と（２）に分けています。（１）が「消費者行動を変えるために（リスクコミュニケーション）」ですが、その中をア、イ、ウの３つに分けて記載しております。

アは「コンプレッサ破裂に関する情報提供」です。コンプレッサ破裂というリスクを、都・事業者等は、原因や想定される危害について消費者に情報提供を行うべきである。都は、ホームページ等さまざまな媒体を積極的に活用して広く注意喚起を行うとともに、消費者自身による取外しは引越し等の機会に行われることから、引越し事業者や自治体の窓口を通じた広報など、より効果的な情報提供が行われるように検討する必要があるというお話をいただいたと思います。また、リーフレットを作成し、電機商業組合、家電量販店等の協力を得た上で、店頭における配布などの取組が期待されると書いてあります。

イです。「買い替え以外の移設等での安全な取外しルートの提供」です。３行目、本協議会はコンプレッサ破裂のリスクから見て、消費者自身が取外し等を行うことは適当ではなく、自粛・自重する必要があると考えと記載しました。この場合、消費者自らが専門知識を持った技術者を探さなければなりません。現状では、これらを探す手段が消費者の身近では十分ではありません。そこで、電気工事工業組合、電機商業組合及び家電量販店の協力を得て、消費者から上記相談に対応できる態勢を整えていただきまして、専門技術者による安全な取外しができる環境づくりを促進することが望まれるとしております。あわせて、家電リサイクル法に則った適正なりサイクルについても情報提供していただけるとありがたいと思っております。

「ウ その他消費者行動を変えるための情報発信」です。先ほどもお話がありましたが、家庭用エアコンは建物に設置して使用する製品で、ほかの家電とは異なり、一台一台現場に適合させて設置するものです。また、二酸化炭素の2,000倍の温暖化効果がある冷媒が使用されていまして、万一大気に放出されると地球環境に悪い影響を与えます。消費者には、安全や環境面で正しい行動をとることができるようになることが期待されています。東京都は消費者に適切な情報提供を行っていくべきですが、消費者教育において合理的な行動をとるべき典型的な事例として取り上げることも期待されると書いてあります。また、指定冷媒以外の冷媒使用のリスクなど、危険の芽がいち早く製造事業者等に把握された場合には、消費者に対して迅速な情報提供、注意喚起をお願いしたいと考えています。

「（２）事業者への安全徹底の要望」です。家庭用エアコンの移設等に伴う取外しには、

これまで述べてきたように危害発生のおそれがあり、消費者自ら手がけずに、専門とする事業者へ依頼することが求められています。製造事業者等は、既に室外機の注意表示に取り組んでいるところですが、この点に関しては、東京都としてもその危害についての具体的な内容、防止のための方法等の事項を表示していただきますよう、製造事業者等に改めて求めていくことが必要と考えております。なお、コンプレッサ破裂事故では、最初にデータバンクシステムがありましたが、消費者のみならず事業者の方が危害に遭っております。このことから、事業者の皆様には、関連の取扱事業者に対して、工事上の注意点の継続的な発信をお願いしたいと思っております。

事務局からは以上です。

○詫間会長 どうもありがとうございました。

まず、「現状と課題」について、2つに分けてご説明いただきました。いずれにしても、いろいろなギャップがあることと、空調エアコンの場合は、製造業者と消費者の間の、ここでは情報の非対称性という、溝が深いといいますか、幅が大きいといいますか、そういう特徴があります。その間にまた、先ほどの地域量販店等の方の知識のレベルとか、その辺の問題もあると思います。ほかの冷蔵庫などの家電製品とは、持っている情報の差が立場によって相当違うことが特徴になっているかと思えます。

特に消費者のほうの安全な行動変化を促進するという意味で、この間、持丸先生が強調していたリスクコミュニケーションの問題の点について、提言の中では強調していただいています。

同時に、先ほどお話があったように、事業者が既にいろいろ対応していただいています。それをさらに推進していただくとか、事業者ご自身の安全のために研修会なども含めた手立てをさらに工夫していただけるとありがたいということですね。

消費者のほうは、自分で勝手に作業しないことが一番大事ですが、自分で作業をしないとなると今度はだれに依頼すればいいかということになって、それをどこに相談すればいいかということが、情報として十分に普及していないということですね。その辺のことをどのように消費者にわかりやすく情報を提供していくかという問題も指摘されています。

持丸先生、リスクコミュニケーションを中心に先生のお考えが反映されているかどうか、いかがでしょうか。

○持丸会長代理 事前にも拝見しまして、特に私からコメントはありません。いいのではないかと思います。

○詫間会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。岸本先生、さらにご追加のことが何かございますか。

○岸本特別委員 全体的によくまとめられていると思うので、特にありません。

○詫間会長 釘本様、いかがでしょうか。

○釘本特別委員 この中で少し気になるのは、取外し工事費というものがありますが、これを、例えば地域のお店にしても、量販のお店にしても、こういうものを明確に書いてあるところはなかなかないと思います。そういったところは啓蒙していくと。

最近、取付け工事費についても不明確になってきて、「取付け工事費込み」というような値段表示になったりしているのを見ると、やはり、取付けや取外しには費用がかかることを消費者に知らせていく活動が必要ではないかと思いました。

○詫間会長 ありがとうございます。

後藤様、先ほどお話をいただきましたが、電気工事士の問題もありますね。どこにいらして、どうコンタクトすればいいかという問題もあるかと思いますが、資格を取らせるようなことも進められているのでしょうか。

○後藤特別委員 電気工事士そのものは資格がありますが、エアコンに関しては、講習会のような形で、各メーカーさんで出しているようなものが現状ではないかと思います。ですから、それが、私もかなり昔に受けたことがあります。それ以来受けていないのですが、本来は、その辺も明確化したほうがいいのかなど。我々、工事業者としても、まとめて電気工事も行、穴あけもする、据え付けも行うということで全部施工していますけれども、いろいろ考えると、個々には、穴あけといっても別に資格は必要ありませんから、例えばコンクリートの貫通でしたら、そうした工具を持っていれば、何回か作業したことがある人であればできますので、いろいろなものを重ねて一つの工事になりますから、電気工事士の資格を持っているからできるという問題でもありません。ですから、その辺が少し微妙かなというところがあります。

○詫間会長 組合のほうで対応していただくということも大事なことですが、経産省や、それこそ保安院ではありませんが、多少音頭をとっていただいて協働して対応するというようなことですね。

○後藤特別委員 どこかでとりまとめをしてもらおうというか、それも考えたほうがいいかもしれません。

○詫間会長 量販店のほうの地域量販店のスタッフの方の問題について、いかがでしょう

か。

○安田特別委員 最近の状況については調べていなかったのですが、電気工事士の試験は年に何回ありますか。

○後藤特別委員 1種と2種がありますが、1種は年に1回、2種は年に2回あります。

○安田特別委員 当社は、取付け工事は100%を登録子会社で行いますが、電気工事士の試験は絶対に受けろというふうなことを言ったときに、年に1回しかなくて、それがエアコン工事の繁忙期にあるので受けられないという声がありましたので、何とかしてくれないかと。それは経産省の方にもお話した経緯があったことを今、思い出しました。

○後藤特別委員 2種に関しては、春と秋の2回に分けました。1種は年に1回だけです。

○安田特別委員 それと、エアコンの取付け工事については、あいまいになったところがあるというか、チラシにどこまで細かく載せるか、細かく載せられないというところがありますが、家電公取協というところがありまして、そこで、チラシにエアコンの標準取付け工事はどこまで含まれているのかということは必ず記載しなさいということになって、チラシのどこかには必ず小さく入っています。それが入っていないと注意を受けますので。当社の場合は、法務部が最終チェックしてしまして、それがなかったら必ず入れさせています。

ただ、エアコン工事は、一台一台を現場に適合させて設置するので、これを消費者の皆様方に啓発することはなかなか難しいところがあります。そういうチラシをつくったりしていますけれども、こちらのほうで気をつけているのは、伝票に、どういう工事ですかとか必ず聞いているところがありますが、そこの中である程度わかるように注意喚起しながら対応しているつもりですが、注意喚起しきれているかなど。専用コンセントはありますかと質問していますが、もしかしたら、その「専用コンセント」の意味を100%理解されていなくて、「あるよ」と言ってしまって、現場に行ってみたら専用コンセントがないということになって、専用コンセントがないと工事できませんと言うとトラブルになったりする。そうした側面がないわけではないということで、一応、いろいろな工夫はしていると理解していただければと思います。

それと、29ページですが、ウのところ、指定冷媒以外の冷媒使用のリスクなどの危険の芽がいち早く製造事業者等にて把握された場合は、消費者に対し迅速な情報提供及び注意喚起を行われたい」と書いてありますが、製造事業者に押しつけるというか、こう書

くと、製造事業者さんには結構酷かなと。こういうリスクがあったときには、我々販売店側などいろいろなところで啓発活動をしていく必要があるのかなと思います。メーカーから見ると、実際に使用されている中にこういうものが使われていることを細かく掌握できるのかということのを思いました。これは、エアコンを取り扱う流通業、メーカーもそうですが、いろいろなところで取り組まなければいけないのかなと、ここは少し気になりました。

○詫間会長 そうですね。ポイントになるところかと思います。こっそり違った冷媒に変えているという悪いケースもありましたね。そこは表現に幅を持たせて修正していただければありがたいと思います。

今、組合関係の方、製造業者サイドの方からのお話でしたが、消費者サイドからはいかがでしょうか。

○小林委員 今回初めてエアコンの仕組みがきちんとわかりました。お恥ずかしいのですが、エアコンからどうやって冷たい風が出てくるのかということも、実は、扇風機ほど簡単ではなかったのでびっくりしました。それで、フロンガスが使われていることも、このたび改めて認識した次第です。つまり、我が家にはたくさんのエアコンがありますが、我が家1軒でも相当のフロンガスを実は抱えていることすら意識の中にはありませんでした。それから、もちろん、冷たいものだから冷蔵庫等にも使われていると思いますが、そういうことも今まで意識したことがほとんどありませんでした。

その一方で、環境問題云々ということがマスコミ等で取り上げられたりしますと、考えなきゃと思うわけです。でも、自分のところで、環境問題の最も大きなものになるものを、かなりの量を抱えているという意識がないのが現実であることを考えると、消費者というのは本当に、どういう言葉を使ったらいいかわかりませんが、いいかげんなものだと改めて実感して、私はとても反省しているところですが、私一人が反省してもどうなのかなと思います。

前回までも何回か申し上げていることですが、忘れないところに、「この製品にはフロンガスが使用されています」というようなものを、いつも意識できるところに書いてあってもいいのかなと思います。取扱説明書などは、私どもでは全部をファイルにして、きちんと整理して保管しています。そして、その工事をした事業者さんがどこかということも忘れないようにとエアコンに書き足します。何でもかんでもきちんと整理してファイルしてありますが、ファイルしてあるだけで、めったに開かない。たぶん、じゃいよいよ移

設しましょうという話が出たときに、どうだったかしら、そのファイルをくってきちんと確認するという作業をするかどうか。実は、ほとんど自信がありません。

それは私どもだけではなく、消費者の現実なのではないかと思います。現に、友人何人かに聞いてみたところ、ほとんどの家庭で、取扱説明書なんてどこにあったかもわからないとか、保証書すらも、あれは何年間の保証とかだからそんなに持っていなくてもいいんじゃないのという返事も返ってきたりする始末なので、たぶん、取り付けてしまって、それがうまく動けば、その後は関心を失うということだと思います。ましてや危険について考えたことなどほとんどないというのが現実だと思います。

どこか目につくところに、それは「危険」という意味でもいいですし、環境問題についてきちんと考えてくださいという角度からでもいいかと思いますが、何らかの意識づけになるものが常に目につくところに置かれているといいと思います。

私どもの生活の中で、日常的に一番役に立っていると思うものは、名刺大のマグネットプレートです。たしか東京ガスと東京電力からもらっていたと思いますが、検針に来た人がそのプレートを置いていってくれました。それは冷蔵庫にペタッと貼っておけるものですが、ただ貼るだけではなく、マグネットシートになっているので、お買い物のレシートや学校関連の届を忘れないようにと、主婦は冷蔵庫にもものを貼るのが好きなものですから、とても役に立っています。そのたびにそれを目にするので、電気で何かあったらここに電話しようということがすぐにわかる仕組みになっています。

ああいうふうには日常生活で常に目にするところにそうした情報があることも一つの方法ではないかと思いますので、そうした方法をとって注意喚起を常にコンスタントにしていくような工夫もあっていいのではないかと思いました。

今回の報告書につきましては、特に細かいところで、私としては、このようにしてほしいというところはありません。

○詫間会長 どうもありがとうございました。取説は、10ページにも、「安全上のご注意」に取説の一部がありますが、この部分を見ただけでも相当細かいので、やはりポイントの点を、今ご提案があったように、マグネット的に、冷蔵庫の扉に貼っておけるような、それは安田さんのほうでも、パンフレットを配ることも大切ですが、その中のポイントを、そのようなマグネットにしてね。ちょっとお金はかかりますけど。

マグネットにも、ゴムのようなものがありますね。それに数行書いたものを貼り付けるというもの。そんなにはかかりませんかでしょうけど。紙よりは高いということだと思います。

すけど。

前日も、赤い字で、取説の中に冷媒の注意事項などを入れていただいておりますが、何かそのようなことも含めてプラスアルファの改善を工夫していただければありがたいと思います。

○安田特別委員 今おっしゃったことで、保証書をなくしたりとかいうことがありますが、うちのポイントカードを持っていると、保証書をなくしても大丈夫です。記録は全部残っていますので。メーカーさんの保証は1年間がほとんどですが、保証書をなくしてもポイントカードを持っていらしたら、一瞬で探せますので。あと、3年保証や5年保証、10年保証などがありますが、そういうものは全部できます。また、製品事故、危険な発煙・発火の可能性があるといった状況のときには、ポイントカード情報があると必ずお手紙を差し上げる仕組みになっていますので、そこまでできるのは、うちとヨドバシさんくらいかな。あと、ケーズ電機さんはポイントカード情報を取っていないで、「安心パスポート」を始められて、それに入るとそういうサービスを受けられますとか、そうしたサービスがありますので、家電製品をお買い求めになる際は、そうしたところにも注意されてはいかがかと思います。

○詫間会長 そういう情報も買ったときにすぐわかるように書いておいてくださるとよろしいと思います。東京都としては、中立でなければならぬので、どこの業者さんがどうということは書けませんけどね。

問題は、トラブルが起きたときの相談のシステムが、田澤委員のところをご専門ですが、もう少しうまく連携を、都内の1,400店の地域量販店とのかかわりとか、各区に置いておられる、後藤さんのほうの所轄のところとか、そういう窓口はありますが、相互の連携が必ずしもうまくいっていないことと、問題の程度にもよるので大変だと思いますが。

相談員のお立場から言うと、相談が来るのを待って対応されるということが主体で、そこから部分的に、積極的に出るということはあるですか。

○田澤委員 苦情になってご相談が来るということもありますけれども、消費生活センターの役割は、未然防止、事前防止ということもありますので、啓発活動もしています。ですから、都がこういうことをなさるといことは、消費生活センターにも同じような役目が来るのかなと思っています。

この提言については、今は特段ありません。

○詫間会長 ありがとうございます。

それでは、大体ひとわりご検討いただいて、大きな点で修正しなければいけないようには受け取りました。

○西村委員 表記の問題ですが、3の(1)の下のところ、「専門の技術者が行っても破裂に至る場合がある事案」という表現がありますけれども、(4)では、「コンプレッサ破裂は正しい技術を持った技術者が手順を遵守して行えば起こりえない事故である」ということで、こうした内容を照らし合わせますと、「手順を間違えると破裂に至る場合がある」というような表記のほうが、専門の技術者が行っても破裂に至るというのでは、だれに頼んでいいのかわからなくなりますので、この辺の表記は改めたほうがいいかなと思います。

○詫間会長 ありがとうございます。27ページの下から数行のところですね。

それでは、冒頭にも申し上げましたが、これは素案ですので、本日、貴重なご指摘、ご意見をいただきました部分を、今後のプロセスの中で適切に修正して、次回の最終案のほうへ持っていきたいと思います。

その流れについてのスケジュールを事務局のほうでご用意いただいているようですので、資料2についてご説明いただきたいと思います。

○安全担当係長 資料2をご覧ください。第4回協議会開催までのスケジュール(案)という資料になっています。

まず、本日の協議でいろいろなご意見をちょうだいしましたので、事務局で持ち替えまして、協議会報告書の素案を修正します。それを9月7日の金曜日までに仕上げ、紙のものは郵送で、電子データはメールで各委員あてにお送りします。委員及び特別委員の皆様方には、修正した報告書をご確認いただきまして、お忙しい中恐縮ですが、9月13日ころにまず一度お戻しいただければと存じます。その後、ちょうだいした意見を事務局にて修正し、もう一度委員の皆様方にお送りして、再度ご意見をいただいて、10月3日の水曜日が第4回協議会開催という形で調整させていただいておりますので、第4回で報告書を都にいただく形にしたいと考えております。

今回の報告書は未定稿ですので公表しませんが、協議会の第4回場で公表という形にさせていただきます。

お忙しいところ、お手数をおかけして大変恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

○詫間会長 今、ご説明がありましたように、行ったり来たりという機会を2回いただい

て、ご協力いただければと思います。第1回が9月13日までに。さらに、それに修正を加えたものを9月25日までにご意見を賜って、ほぼ最終案に近いものをまとめさせていただきたいと思います。

今回は10月3日ですが、午後3時半からでしたか。

○安全担当係長 3時半から1時間程度、皆様のご都合がよろしいと言っていた日にちで設定させていただきました。会議室はこの場所になります。また改めてご連絡差し上げたいと思います。

○詫間会長 最終的にご了解いただければ、この席で私から藤井部長さんにお渡しできるように運べればいいと思いますが、同時に、その後、プレスリリースもされる予定になっております。

今、スケジュールの流れについてご提案がありましたが、大体このような手順でよろしゅうございますか。

では、そういうことで、暑い中、事務局の方も大変だと思いますが、進めさせていただければと思います。

○岸本特別委員 本日のこのテーマには直接関係ないのですが、情報だけお伝えしておきます。

エアコンには、多くの壁掛け型の室内機がついていますが、あれの横か下のほうに、2010年以降に製造したものは、このエアコンにはフロンが使われています、CO<sub>2</sub>換算でどれだけ入っていますよという、啓発のためのラベルを貼ってあります。古いものにはありません。ですから、最近、エアコンを買われた方は、見てもらうと、全エアコンに必ず貼ってありますので、ぜひ、そうしたものをご確認いただけるといいかなと思います。

そういう活動も我々としては、フロンを回収しなければだめですよ、勝手に出してはだめですよということのために書いてありますので、それをご確認をいただきたいと思います。

○詫間会長 文中に、地球温暖化係数2,000ということがありましたね。

○岸本特別委員 1キログラムでGWPが2,000ですから、1.5キロ入っていれば3,000になりますね。そういうことが書いてあります。だから、例えばCO<sub>2</sub>換算で2,000から3,000キログラムぐらいのものがこのエアコンには入っているので、フロンはきちんと回収してくださいというようなことが、小さなラベルですが、貼ってあります。そういうことですので、ぜひご確認ください。

それから、これは、言うとは誤解を招くこともありますが、例えば、展示会などで、エア

コン1台分のフロンを大気に放出した場合にどのような影響があるかということ、例示的にPRしている例があります。それは何を言っているかというと、スーパーのレジ袋がありますでしょう。あれは今、エコのためにマイバッグで買い物に行こうということが進められていますが、実は、家庭のエアコン1台のフロンを全部出すと、レジ袋14万枚に相当するCO<sub>2</sub>が出るんですよと。だから、いかに影響が大きいかということ、啓発のために言っています。だから、エコだエコだと言って一枚一枚を節約していても、エアコン1台のフロンガスを放出すると、その14万枚分ですよと、そういうことも一応PRしていますが、あまり言うといろいろ問題があるので、さらっと言っています。

そういうようなことの認識を少し持っていただきたいということです。本日の議事には関係ありませんが、情報として知っておいていただければと思います。

○詫間会長 関連情報ということで、NHKでも放送していましたが、南極・北極の氷が、グリーンランドも含めて相当溶けているようで、これは温暖化だけの問題かどうかは、またちょっと問題もあるようですけどね。

それでは、全体的に、特にご指摘のことがありませんようでしたら、これで第3回の協議を終了させていただきたいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

午前11時26分閉会